

## 船舶事故調査報告書

平成27年3月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年12月6日 04時00分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市六口島北岸 六口島灯標から真方位116° 1,300m付近 （概位 北緯34° 25.60′ 東経133° 46.41′）
事故調査の経過	平成25年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	油タンカー 第十二 <sup>まつお</sup> 松尾丸、198トン 134056、濱口海運有限会社 48.26m×8.00m×3.40m、鋼 ディーゼル機関、625kW、平成5年12月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 53歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成21年3月26日 免状交付年月日 平成21年3月26日 免状有効期間満了日 平成26年3月25日
死傷者等	なし
損傷	船首船底部に擦過傷を伴う凹損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が、倉敷市水島港の出港操船に引き続き単独の船橋当直に就き、舵輪後方に立って手動操舵で操船に当たり、7.5～8.5ノットの対地速力で水島航路を南南東進した。</p> <p>船長は、下津井瀬戸に向けて左転する六口島北方沖の変針予定場所に達したが、左舷前方に同瀬戸中央部付近を西進する船舶の灯火を視認したので、南南東進を続けていたところ、居眠りに陥り、ふと目覚めて船首方至近に六口島の島影を認め、直ちに機関を全速力後進にかけたものの、本船は、平成25年12月6日04時00分ごろ、六口島北岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故を通報した。          本船は、高潮時に引船によって離礁した。          （付図1 事故発生経過概略図、写真1 GPSプロッター画面上の</p>

	航跡 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	<p>本船は、A重油約500klを積載し、喫水が、船首約2.30m、船尾約3.70mであった。</p> <p>船長は、本事故前日から水島港出港までの間、2回に分けて計14時間30分の睡眠をとっていた。</p> <p>船長は、左舷前方を西進する船舶と左舷を対して通過できる態勢となった後の記憶がなかった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置が作動中であり、3分間人の動きがなければセンサーが反応し、警報が鳴る設定になっていたが、本事故当時は鳴らなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、水島港を出港して水島航路を南南東進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったことから、水島航路を逸脱して六口島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷前方を西進する船舶と左舷を対して通過できる状況となったのち、居眠りに陥ったものと考えられるが、その状況については明らかにすることができなかった。</p> <p>船橋航海当直警報装置は、船長の身体の動きを検知したことから、警報が鳴らなかった可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、水島港を出港して六口島北方沖を南南東進中、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、水島航路を逸脱して六口島北岸に向けて航行を続け、同島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船橋当直者は、体調管理を適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



写真1 GPSプロッター画面上的航跡

